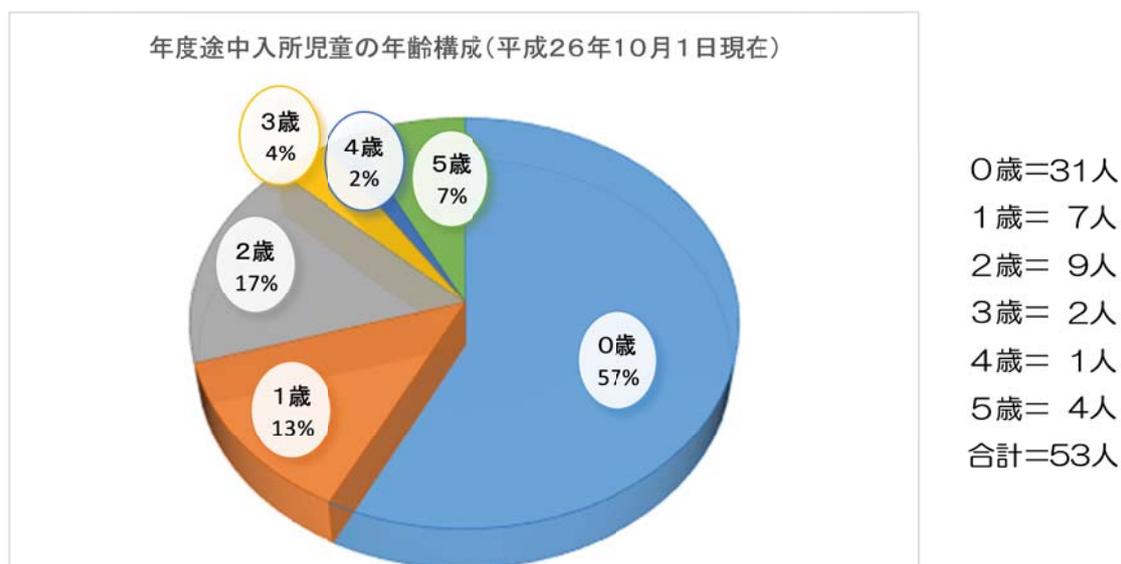


第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

○ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

ここ数年、当市では、年度途中での0歳児の保育所入所が増加する傾向にあり、一方で保育士の新規確保が困難な状況が続いています。



このような状況を踏まえて、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出し、確保量を設定しています。

(1) 鷹巣地区

【現在の状況】

(平成26年10月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数	369		367	736
施設利用児童数	24	328	224	576
施設未利用児童数	17		143	160

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

鷹巣地区	平成27年度			平成28年度			
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	
① 量の見込み(必要利用定員総数)	10	332	275	10	313	281	
② 確保 方策	特定教育・保育施設	50	340	280	50	330	290
	特定地域型保育事業						
②-①	40	8	5	40	17	9	

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
10	310	276	10	310	270	10	316	265
50	330	290	50	330	290	50	330	290
40	20	14	40	20	20	40	14	25

【確保方策の検討案】

平成26年10月末現在の利用児童数と平成27年度以降のニーズ量を比較すると、3歳以上（1号認定と2号認定の計）では、現在の利用人数よりニーズ量の見込みが少なくなっていますが、3歳未満（3号認定）では増加が見込まれます。特に、近年の傾向から0歳児のニーズが増加すると思われますが、0歳児は、おおむね3人に1人の保育士を配置しなければならないため、現在の人員の配置を工夫するだけでは体制が整わないものと考えられます。このため、国の施策や「北秋田市保育園等整備計画」に基づき、早急に保育士の確保を進めます。

また、現在、北秋田市には「特定地域型保育事業」に該当する施設等（事業所内保育施設や託児所、家庭的保育事業者など）が無いため、確保方策に具体的な数値として記載していませんが、事業への参入を推進していくことも検討します。

(2) 合川地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		92	113	205
施設利用児童数	0	90	68	158
施設未利用児童数		2	45	47

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

合川地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	3	88	77	3	83	79
② 確保 方策	特定教育・保育施設	90	80		90	80
	特定地域型保育事業					
②-①	-3	2	3	-3	7	1

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
3	82	77	3	82	76	3	84	75
	90	80		90	80		90	80
-3	8	3	-3	8	4	-3	6	5

【確保方策の検討案】

合川地区については、ニーズ量の大幅な増加は見込まれませんが、近年の全体的な傾向同様0歳児の増加があるものと思われますので、保育士の増員により対処する必要があります。これについては、「北秋田市保育園等整備計画」における「保育士確保対策」「公立保育園等の効率的運営の推進」等の施策により対処します（鷹巣地区の公立保育園の民間移管に伴い異動することになる職員の適切な配置など）。

なお、1号認定のニーズについては、合川地区に幼稚園・認定こども園が無いため確保方策の具体的な数値を記載していません。これについては、平成27年度の利用申し込みで実際に1号認定なのか、または保育を必要とする2号認定なのかを確認したうえで、1号認定該当の場合は鷹巣地区の認定こども園を利用していただくよう勧めることとなります。

(3) 森吉地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		81	87	168
施設利用児童数	0	81	52	133
施設未利用児童数		0	35	35

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

森吉地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	2	66	59	2	63	61
② 確保 方策	特定教育・保育施設	70	70		70	70
	特定地域型保育事業					
②-①	-2	4	11	-2	7	9

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
2	62	59	2	62	58	2	63	57
	70	70		70	70		70	70
-2	8	11	-2	8	12	-2	7	13

【確保方策の検討案】

森吉地区については、基本的に合川地区と同様に、「北秋田市保育園等整備計画」に基づいた施策の推進により対応します。1号認定のニーズについても同様です。

(4) 阿仁地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		28	29	57
施設利用児童数	0	27	13	40
施設未利用児童数		1	16	17

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

阿仁地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	1	21	27	1	19	28
② 確保 方策	特定教育・保育施設	30	40		30	40
	特定地域型保育事業					
②-①	-1	9	13	-1	11	12

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
1	19	28	1	19	27	1	19	26
	30	40		30	40		30	40
-1	11	12	-1	11	13	-1	11	14

【確保方策の検討案】

阿仁地区も、基本的に合川地区・森吉地区と同様です。

ただし、児童数自体が他の地区と比べて少ないうえ、保育所が2か所あるため、「北秋田市保育園等整備計画」において統合を検討することとしています。具体的な検討は平成28年度以降の状況を見て判断することになります。